

2022 年度税制改正大綱

Issue 200, December 24, 2021

In brief

2021 年 12 月 10 日に、自由民主党・公明党両党より 2022 年度(令和 4 年度)税制改正大綱(以下、「2022 年度税制改正大綱」)が公表され、12 月 20 日には過去最大の補正予算が成立しました。2022 年度税制改正大綱は、新しい資本主義の実現を掲げる岸田政権下で初めての税制改正大綱として策定されたもので、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策¹」(2021 年 11 月 19 日閣議決定)において示された、「新しい資本主義」を起動させ、「成長と分配の好循環」を実現するための税制措置と位置付けられます。

国際的にはこれまでの資本主義含めた社会の在り方を見直すグレート・リセットの議論²の展開や、サステナブルな資本主義の提言³等にもみられるように、企業による社会的課題への取組みが内外で拡大している中で、我が国では更なる取組みの余地があると指摘されています⁴。米国の「ビルド・バック・ベター」、欧州の「次世代 EU」など、世界では、弊害を是正しながら、更に力強く成長するために新たな資本主義モデルの模索が始まっています。我が国でも、成長と分配を実現する「新しい資本主義」を具体化する⁵ことが岸田政権の経済対策の柱に据えられました。

2022 年度税制改正大綱は、新しい資本主義の実現を掲げる岸田政権下での初めての税制改正大綱として策定されたもので、以下の改正が盛り込まれています。

- (1) 成長と分配の好循環の実現のための既存の特別措置の見直し(人材確保等促進税制、オープンイノベーション促進税制、5G 導入促進税制等)
- (2) 経済社会の構造変化を踏まえた税制の見直し(個人所得課税、相続税・贈与税等)
- (3) 国際的な租税回避や脱税への対応も含めた国際課税制度の見直し
- (4) 円滑・適正な納税環境整備(適格請求書等保存方式、記帳義務、スキャナ保存制度、電子取引情報の電磁的記録保存)等

2021 年 12 月 24 日には、政府が同内容の「令和 4 年度税制改正の大綱」を閣議決定しました。今後は、2022 年度税制改正法案が 2022 年 1 月に召集される第 208 回通常国会に提出され、その後審議に付されることとなります。なお、今後の審議状況等によっては、内容に変更を生ずる可能性もありますのでご注意ください。

¹ https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/minutes/2021/1119/shiryo_01.pdf

² 新しい資本主義実現会議(第 1 回)資料 3「新しい資本主義の実現に向けて(論点)」

³ 「新成長戦略」2020 年 11 月 17 日 日本経済団体連合会

⁴ 新しい資本主義実現会議(第 1 回)資料 5 参考資料

⁵ 第 207 回国会における岸田内閣総理大臣所信表明演説(2021 年 12 月 6 日)

In detail

法人課税

1. 成長と分配の好循環の実現のための措置

(1) 所得拡大促進税制(旧賃上げ・生産性向上のための税制)

本税制については、2021年度(令和3年度)税制改正により、大企業向けの賃上げ及び投資の促進に係る税制の要件が、新規雇用者の給与等支給額及び教育訓練費の増加に着目した人材確保等促進税制に見直されました。岸田政権下では、「成長と分配の好循環」の実現に向けて、長期的な視点に立って賃上げを促すとともに、株主だけでなく従業員、取引先などの多様なステークホルダーへの還元を後押しする観点から、賃上げに係る税制措置を抜本的に強化する⁶こととされました。

2022年度税制改正では、新規雇用者に係る措置を改組し、継続雇用者給与等支給額及び教育訓練費を増加させた企業に対し、給与等支給額の増加額の最大30%を控除する制度に見直され、適用期限が2年延長されます。大企業(資本金10億円以上かつ常時使用従業員数1,000人以上)については、給与等の支給額の引上げの方針、取引先との適切な関係の構築の方針その他の事項についてインターネット利用方法により公表したことを経済産業大臣に届け出ている場合に限り、適用されることとなります。

なお、教育訓練費に係る税額控除率の上乗せ措置の適用を受ける場合の教育訓練費の明細書の確定申告書への添付要件が、明細書類の保存要件に見直されます。

- ①継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が3%以上であるときは、控除対象雇用者給与等支給増加額の15%の税額控除
- ②継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が4%以上であるときは、税額控除率に10%を加算し、教育訓練費の額の比較教育訓練費の額に対する増加割合が20%以上であるときは、税額控除率に5%を加算

	現行	改正案
通常要件	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 新規雇用者(雇用保険法の一般被保険者)給与等支給額の対前年度増加率2%以上 ✓ 新規雇用者(雇用保険法の一般被保険者に限定されない)給与等支給額(注)の15%の税額控除(注)雇用者給与等支給額の増加額が上限 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 継続雇用者給与等支給額の対前年度増加率3%以上 ✓ 大企業(資本金10億円以上かつ常時使用従業員数1,000人以上)は、給与等の支給額の引上げの方針、取引先との適切な関係の構築の方針その他の事項の公表を経済産業大臣に届け出 ✓ 控除対象雇用者給与等支給増加額(雇用者全体の給与総額の増加額)の15%の税額控除
上乗せ措置	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 教育訓練費の対前年度増加率20%以上 ✓ 新規雇用者(雇用保険法の一般被保険者に限定されない)給与等支給額(注)の20%の税額控除(5%上乗せ) ✓ (注)雇用者給与等支給額の増加額が上限 ✓ 税額控除額は法人税額の20%を限度 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 継続雇用者給与等支給額の対前年度増加率4%以上の場合には、税額控除率に10%を加算 ✓ 教育訓練費の対前年度増加率20%以上である場合には、税額控除率に5%を加算 ✓ 控除対象雇用者給与等支給増加額(雇用者全体の給与総額の増加額)の20%、25%、30%の税額控除(最大15%上乗せ) ✓ 税額控除額は法人税額の20%を限度

(2) 研究開発税制その他生産性の向上に関連する税額控除の規定(特定税額控除規定)の不適用措置について、大企業(資本金10億円以上かつ常時使用従業員数1,000人以上)の前事業年度の所得が零を超える一定の場合(適用年度が設立事業年度又は合併等の日を含む事業年度である場合を含む)には、継続雇用者給与等支給額の増加割合が1%(令和4年度⁷は0.5%)以上に見直されず(現行制度では、継

⁶ 2022年度税制改正大綱 1頁

⁷ 2022年4月1日から2023年3月31日までの間に開始する事業年度

続雇用者給与等支給額が、継続雇用者比較給与等支給額を超える場合に特定税額控除が適用されま
す)。

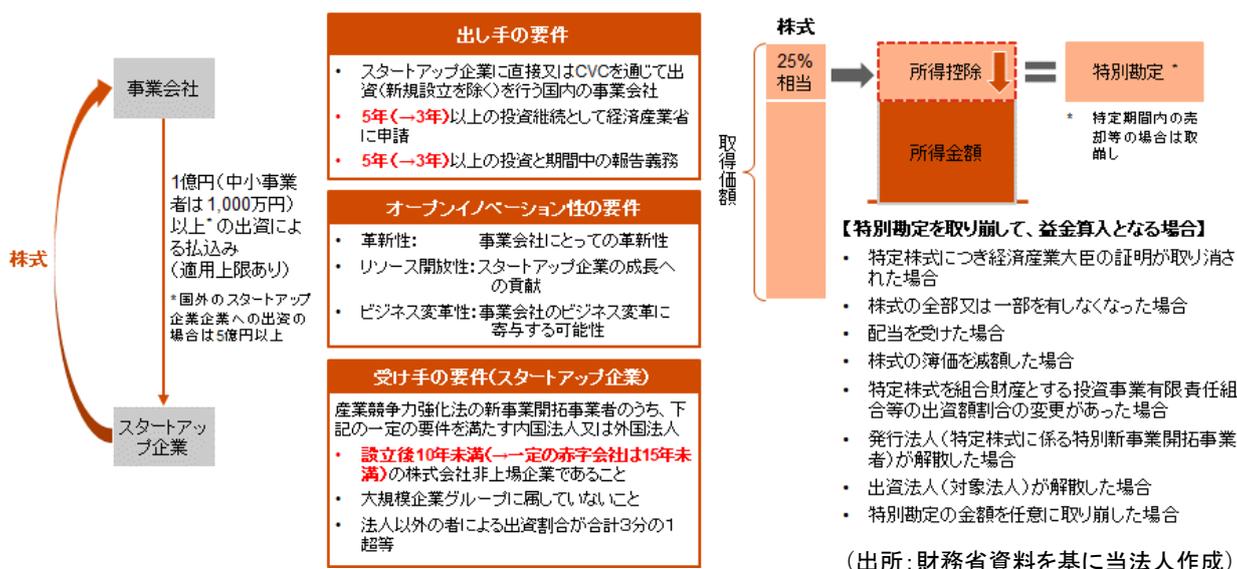
	現行	改正案
適用年度	2024年3月31日までに開始する事業年度	現行通り
対象措置	研究開発税制、地域未来投資促進税制、5G導入促進税制、DX投資促進税制、CN投資促進税制	現行通り
適用要件	中小企業者(適用除外事業者を除く)等を除く法人について 適用年度の所得金額>前期の所得金額 →以下のいずれかを満たす場合に上記の税額控除措置を適用 ①継続雇用者給与等支給額>継続雇用者比較給与等支給額 ②国内設備投資額>減価償却費の総額×30% 適用年度の所得金額≤前期の所得金額→上記の要件を課さない	大企業(資本金10億円以上かつ常時使用従業員数1,000人以上)について 前事業年度の所得が零を超える一定の場合 ①の要件を 継続雇用者給与等支給額の対前年度増加率1%(令和4年度0.5%)以上

(3) オープンイノベーション促進税制(特別新事業開拓事業者(スタートアップ企業)に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例)は、令和2年度税制改正により、「既存企業の有するリソースを最大限活用したオープンイノベーションの促進とユニコーン級ベンチャーの育成を図り、第4次産業革命における我が国企業の国際競争力を強化すべく新たな税制措置」⁸として創設されたものです。「ウィズコロナ・ポストコロナの世界を見据えて、新たな付加価値の創出・獲得に資する大企業の有する資金・技術・販路等のスタートアップ企業での活用を促進するとともに、企業の事業再構築を加速することが重要」⁹であるとの認識から、2022年度税制改正では、出資の対象となる特別新事業開拓事業者の要件を拡充し、特定株式の保有見込期間要件等を緩和した上で、適用期限が2年延長されます。

	現行	改正案
特別新事業開拓事業者	設立後10年未満	設立後10年未満、但し売上高に占める研究開発費の額の割合が10%以上の赤字法人の場合は設立後15年未満
特定株式の保有見込期間、特定事業活動の継続期間(株式の継続保有に係る証明)	5年	3年特定株式の取得日から3年
特定勤定の取り崩し期間	特定株式の取得日から5年	特定株式の取得日から3年

⁸ 経済産業省 令和2年度税制改正要望

⁹ 経済産業省 令和4年度税制改正要望



(4) 地方を活性化し、世界とつながる「デジタル田園都市国家構想」の実現に向け、①地方拠点強化税制(地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度及び地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の税額控除制度)の対象資産、対象雇用者及び計画の認定要件を見直した上で¹⁰、適用期限が2年延長され、②5G導入促進税制(認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却又は税額控除制度)の対象設備及び税額控除率等を見直した上で、適用期限が3年延長されます。

5G導入促進税制は、特定高度情報通信等システムの普及の促進に関する法律の認定法人(一定のシステム導入¹¹を行う認定特定高度情報通信等システム導入事業者)が、2022年3月31日までの間に、特定高度情報通信用認定等設備¹²を取得し、事業供用した場合に税制優遇措置を与える制度として、令和2年度税制改正で導入されたものです。

デジタル田園都市国家構想実現に向けては、5G全国ネットワークについて、高度なインフラを都市・地方で一体的に整備しつつ、特に条件不利地域における整備を加速することが重要であり、企業等の多様な主体が自らシステムを構築するローカル5Gについても、社会課題解決や事業革新等に向け、導入を後押しすることが必要である¹³との認識に立ち、5Gインフラに係るベンダーの多様化と基地局のオープン化に資する形で、より効果的に5Gインフラを整備するための以下の見直しが行われます。

① 特定高度情報通信技術活用システムの適切な提供及び維持管理並びに早期の普及に特に資する基準について、(i) 特定基地局が開設計画に係る特定基地局の開設計画が属する年度より前の年度に開設されたものであることとの要件を廃止し、5G高度特定基地局を加える、(ii) ローカル5Gシステムについては、

¹⁰ ① 地方活力向上地域等において特定建物等を取得の要件について、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた日から3年(現行は2年)以内の取得、中小企業者以外の法人の取得価額要件を2,500万円以上(現行:2,000万円以上)に引き上げ、② 地方活力向上地域等での雇用者について新規雇用者の要件を見直し、③ 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に係る認定要件の緩和、特定業務施設の範囲の拡充等、④ 雇用促進計画の提出期限を、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定の日から3月以内(現行は2月以内)とする等。

¹¹ 特定高度情報通信等システムの普及の促進に関する法律の認定導入計画に従って実施される同法の特定高度情報通信等システムの導入で、早期の普及を促すものであってその供給の安定性の確保に特に資するものとして基準に適合することについて主務大臣の確認を受けたもの。

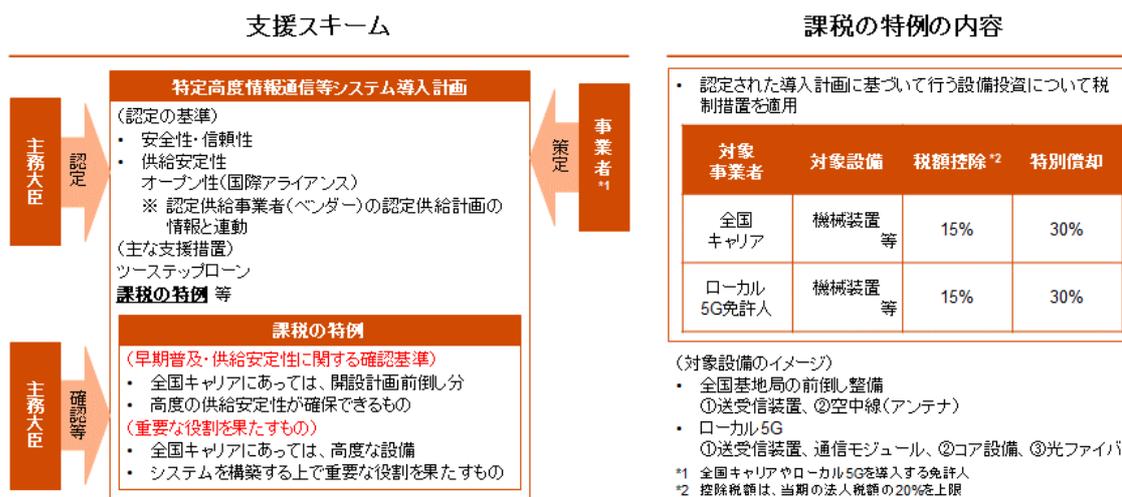
¹² 認定導入計画に記載された機械その他の減価償却資産で、一定のシステム導入の用に供するための一定のもの

¹³ 2022年度税制改正大綱 4頁

導入を行うシステムの用途がローカル 5G システムの特性を活用した先進的なデジタル化の取組みであるものに限定、(iii) 補助金等の交付を受けたものを除外。

② 特定高度情報通信技術活用システムを構成する上で重要な役割を果たすもののうち、一定の周波数の電波を使用する無線設備の要件について、多素子アンテナを用いないものを加え、マルチベンダー構成のもの及びスタンドアロン方式のものに限定。

③ 税額控除率について、令和 4 年度(2022 年 4 月 1 日から 2023 年 3 月 31 日)の事業供用設備は 15% 又は 9%、令和 5 年度の事業供用設備は 9%又は 5%、令和 6 年度の事業供用設備は 3%。



(5) 「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」(仮称)において規定される予定の「環境負荷低減事業活動実施計画」(仮称)又は「特定環境負荷低減事業活動実施計画」(仮称)に基づき導入される環境負荷の原因となる生産資材の使用量を減少させる設備等(環境負荷低減事業活動用資産)、及び、「基盤確立事業実施計画」(仮称)に基づき導入される、化学農薬又は化学肥料に代替する生産資材を製造する設備等(基盤確立事業用資産)に対し、税制上の措置(法律の施行日から 2024 年 3 月 31 日までに事業供用した資産についての特別償却制度(機械装置等 32%、建物等は 16%)の適用)が創設されます。

2. グループ通算制度

(1) 2022 年 4 月 1 日以後開始事業年度より適用となるグループ通算制度について、以下の見直しが行われます。

① グループ通算制度における投資簿価修正制度は、多額の含み損益を実現させずに連結納税子法人となった後に投資簿価修正制度を利用した租税回避的行為が行われることへの対応措置として、従来の制度を抜本的に見直したものです¹⁴、子会社買収時における完全子会社化の回避や、買収子会社の譲渡の妨げになりかねない等、円滑かつ機動的な事業再編に向けた企業の経営判断の足かせとなる恐れもあり、グループ通算制度の導入促進の妨げにもなりかねない、として現行制度の見直しが経済界から要望されていたものです¹⁵。

「成長と分配の好循環」は、企業が果敢に事業の革新に取り組み、付加価値の高い製品・サービスを生み出すことでマークアップ率を高めることも、その実現の要素とされていますが、円滑かつ機動的な事業再編とし

¹⁴ 財務省 令和 2 年度税制改正の解説、及び、連結納税制度に関する専門家会合「連結納税制度の見直しについて」

¹⁵ 「令和 4 年度税制改正に関する提言」日本経済団体連合会

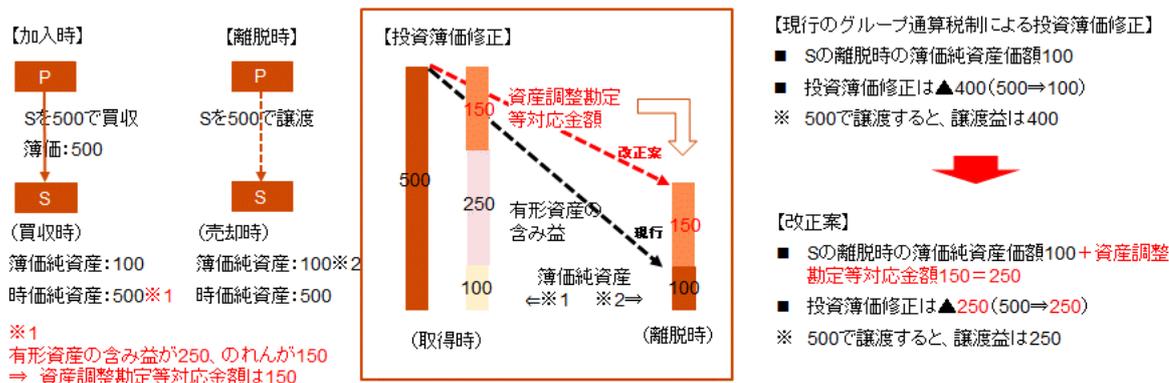
でグループ法人の譲渡を行う際の、投資簿価修正による含み益課税の軽減措置として、子会社の買収プレミアム相当額について、子会社株式譲渡時の譲渡原価に加算できる制度に見直されます。

現行の投資簿価修正制度では、通算子法人の離脱時にその通算子法人の株式を有する各通算法人の株式簿価と離脱する通算子法人の簿価純資産額の差額が投資簿価修正として益金又は損金に算入され、のれんも含めた含み損益が課税の対象となります。2022年度税制改正により、その株式(子法人株式)に係る資産調整勘定等対応金額について離脱時の属する事業年度の確定申告書等にその計算に関する明細書を添付し、かつ、その計算の基礎となる事項を記載した書類を保存している場合には、離脱時に子法人株式の帳簿価額とされるその通算子法人の簿価純資産価額にその資産調整勘定等対応金額を加算することができる制度に見直されます。

「資産調整勘定等対応金額」とは、上記の通算子法人の通算開始・加入前に通算グループ内の法人が時価取得した子法人株式の取得価額のうち、その取得価額を合併対価としてその取得時にその通算子法人を被合併法人とする非適格合併を行うものとした場合に資産調整勘定又は負債調整勘定として計算される金額に相当する金額をいい、子法人株式の時価取得が段階的に行われる場合又は通算グループ内の複数の法人により行われる場合には、各通算法人の各取得時における調整勘定として計算される金額に対応する金額に取得株式数割合を乗じて計算した金額の合計額となります。したがって、のれんに相当する金額は譲渡原価に含まれることとなります。(資産の含み損益については課税されます)。

なお、資産調整勘定等対応金額は、「取得時にその通算子法人を被合併法人とする非適格合併を行うものとした場合に資産調整勘定又は負債調整勘定として計算される金額」とされていますので、対象となる通算子法人を被合併法人等とする非適格合併等が行われた場合には資産調整勘定が計上され、被合併法人において課税を受けることにより合併法人の簿価純資産額に反映されるため、投資簿価修正での調整金額は零とされます。

この見直しの対象となる通算子法人からは、主要な事業が引き続き行われることが見込まれていないことにより通算制度からの離脱等に伴う資産の時価評価制度の適用を受ける法人は除かれています。また、連結納税制度からグループ通算制度に移行したグループの連結開始・加入子法人についても、この見直しの対象とされるため、この制度を適用しようとする場合には、取得時の資産調整勘定等対応金額の計算の基礎となる書類の保存の有無を確認する必要があります。



② 通算制度からの離脱等に伴う資産の時価評価制度について、時価評価資産には、帳簿価額 1,000 万円未満の営業権が含まれることとされます。現行制度では、グループ通算制度の離脱法人が離脱後に主要な事業を継続することが見込まれていない場合(離脱直前における含み損が含み益を超えている場合に限る)には、その離脱直前の時に有する時価評価資産については、離脱直前の事業年度において、時価評価により評価損益の計上が行われます(法 64 の 13①)。ただし、資産の帳簿価額が 1,000 万円に満たない資産は時価評価資産から除外されています(法令 131 の 17③)。2022年度税制改正により、帳簿価額 1,000 万円未満の営業権が含まれることとされ、いわゆる自己創設のれんの評価益が計上されることとなります。

グループ通算制度に係る見直しの一環として、離脱後に主要な事業を継続することが見込まれていない通算子法人（離脱直前における含み損が含み益を超えている場合に限り）の投資簿価修正は現行の制度を維持しつつ、のれんの課税の見直しを行ったものと考えられます。

時価評価を行う場合	時価評価の対象資産
主要な事業を継続することが見込まれていない場合 (離脱直前における含み益 \geq 含み損の場合は除外)	固定資産、土地等、有価証券(売買目的有価証券等を除く)、金銭債権及び繰延資産(以下は除外) ① 帳簿価額が 1,000 万円未満のもの(のれんを除く) ② 含み損益が資本金等の額の 2 分の 1 又は 1,000 万円のいずれか少ない金額未満のもの
帳簿価額が 10 億円を超える資産の譲渡等損失の計上が見込まれ、かつ、その法人の株式の譲渡等損失の計上が見込まれている場合	帳簿価額 10 億円超で譲渡損失計上が見込まれる資産

③ 通算税効果額から、利子税の額に相当する金額として各通算法人間で授受される金額が除外されます。通算法人間で授受される通算税効果額は、受領法人において益金に算入されず、支払法人において損金に算入されません(法法 26④、38③)。これは、法人税の支払い又は還付が損金又は益金に算入されないことから、通算税効果額の授受についても同様の扱いとしたものです。損金算入の対象となる利子税に相当する額の授受については、利子税の扱いと同様に支払い法人において損金算入(受領法人においては益金算入)されることになります。

④ 共同事業性がない場合等の、通算法人の欠損金額の切捨て、損益通算の対象となる欠損金額の特例、通算法人の特定資産譲渡等損失の損金不算入の適用除外となる要件のうち、支配関係 5 年継続要件についての見直しが行われます。

次の法人については、通算法人の欠損金額の切捨て、損益通算の対象となる欠損金額の特例、通算法人の特定資産譲渡等損失の損金不算入の適用除外とされています。

- (i) 親法人との間(親法人はいずれかの子法人との間)に支配関係が 5 年超又は設立日から継続している法人
- (ii) 通算グループ内のいずれかの法人と共同事業を行う法人

他の通算法人のうちその設立の日の最も早いものとの間に当該通算法人の設立の日又は当該通算法人に係る通算親法人の設立の日(当該通算法人が通算親法人である場合には、他の通算法人の設立の日のうち最も早い日)のいずれか遅い日から継続して支配関係があるとき。

現行制度での上記の(i)の要件(支配関係 5 年継続要件)では、株式移転により通算承認日の 5 年前の日後に設立された通算親法人についての要件の判定が、通算子法人の設立の日(最も早いもの)又は通算親法人の設立の日のいずれか遅い日から継続して支配関係があるとき(法令 131 の 8 等)、とされているため、買収によってグループ法人となった法人の設立日が最も早い場合には、通算親法人について、上記の適用除外の要件が満たされないこととなります。2022 年度税制改正により、通算親法人についての要件の判定を、他の通算法人のうち最後に支配関係を有することとなった日に見直すことにより、通算親法人についても上記の適用除外が充足されることとなります。

また、通算法人等が通算承認日の 5 年前の日後に設立された法人である場合の支配関係 5 年継続要件の特例についても一定の組織再編によって支配関係が生じた場合の見直しを行っています。

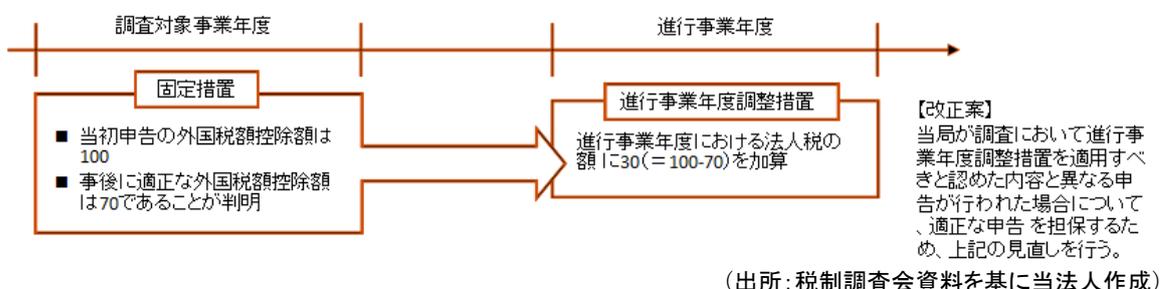
- (a) 通算承認日の 5 年前の日後に設立された通算親法人についての要件の判定は、他の通算法人のうち最後に支配関係を有することとなった日(現行:設立日)の最も早いものとの間で行うものとする。
- (b) 要件の判定を行う通算法人等が通算承認日の 5 年前の日後に設立された法人である場合の支配関係 5 年継続要件の特例について、次の見直しを行う。
 - ・ 通算子法人の判定において、自己を合併法人とする適格合併で他の通算子法人の支配関係法人(通算法人を除く)を被合併法人とするもの及び自己が発行済株式等を有する内国法人(通算法人を除く)で他の通算子法人の支配関係法人であるものの残余財産の確定を特例の適用から除外される組織再編成に加える。

- ・ 通算グループ内の法人間の組織再編成を特例の適用から除外される組織再編成から除外する。

⑤ 認定事業適応法人の欠損金の損金算入の特例における欠損金の通算の特例 について、各通算法人の控除上限に加算する非特定超過控除対象額の配賦の計算方法が見直されます。 現行では非特定欠損控除前所得金額の比で配賦計算を行います。非特定欠損控除前所得金額から本特例を適用しないものとした場合に損金算入されることとなるその特例十年内事業年度に係る非特定欠損金相当額を控除した金額を基に配賦計算が行われることとなります。

(2) グループ通算制度における外国税額控除制度の適用について、①税務当局が調査を行った結果、進行事業年度調整措置を適用すべきと認める場合には、通算法人に対し、その調査結果の内容(進行事業年度調整措置を適用すべきと認めた金額及びその理由を含む)を説明するものとし、②この説明が行われた日の属する事業年度の期限内申告書に添付された書類に記載された金額等(進行事業年度調整措置を適用した金額)がその説明の内容と異なる場合には、その事業年度に係る税額控除不足額相当額又は税額控除超過額相当額に係る固定措置を不適用とする等の見直しが行われます。法人住民税の外国税額控除制度についても同様の見直しが行われます。

現行制度では、グループ通算制度における外国税額控除に関する非違については、その事業年度の外国税額控除額は当初申告額で固定した上で(固定措置)、その外国税額控除額の過不足額につき納税者が進行事業年度の申告において法人税の額に控除又は加算すること(進行事業年度調整措置)によりその調整を図ることとされています。一方、税務当局が進行事業年度調整措置を適用すべきと認める金額を把握した場合も納税者への告知の根拠がなく、納税者が進行事業年度調整措置を適用しない場合には、不当減少等の場合を除き、更正処分を行えない制度となっています。2022 年度税制改正により、税務当局が調査において進行事業年度調整措置を適用すべきと認めた場合において、調査結果の内容の説明を行う根拠の規定を設け、説明の内容と異なる申告が行われた場合には、その事業年度に係る進行事業年度調整措置の固定を解除して、更正処分を行うことを可能とする制度に見直されます。



3. 中小企業関連

(1) 所得拡大促進税制について、以下のように税額控除率の上乗せ措置の要件の見直しを行った上で、その適用期限が1年延長されます。なお、教育訓練費に係る税額控除率の上乗せ措置の適用を受ける場合の教育訓練費の明細書の確定申告書への添付要件が、明細書類の保存要件に見直されます。

- ① 雇用者給与等支給額の比較雇用者給与等支給額(前事業年度における雇用者給与等支給額)に対する増加割合が2.5%以上である場合には、税額控除率に15%を加算
- ② 教育訓練費の額の比較教育訓練費の額(前事業年度における教育訓練費の額)に対する増加割合が10%以上である場合には、税額控除率に10%を加算

	現行	改正案
通常要件	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 雇用者給与等支給額の対前年度増加率 1.5%以上 ✓ 雇用者給与等支給額の対前年度増加額の 15%の税額控除 	現行通り
上乗せ措置	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 雇用者給与等支給額の対前年度増加率 2.5%以上で、①教育訓練費の対前年度増加率 10%以上、又は ②経営力向上計画の認定及び証明の要件を充足 ✓ 雇用者給与等支給額の対前年度増加額の 25%の税額控除(10%上乗せ) ✓ 税額控除額は法人税額の 20%を限度 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 雇用者給与等支給額の対前年度増加率 2.5%以上の場合には、税額控除率に 15%を加算 ✓ 教育訓練費の対前年度増加率 20%以上の場合には、税額控除率に 10%を加算 ✓ 雇用者給与等支給額の対前年度増加額の 25%、30%、40%の税額控除(最大 25%上乗せ) ✓ 税額控除額は法人税額の 20%を限度

(2) 中小法人に係る交際費の損金算入の特例(800万円の定額控除限度額計算)の適用期限が2年延長されます。

(3) 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例制度について、対象資産(取得価額が30万円未満である減価償却資産)のうち貸付け(主要な事業として行われるものを除く)の用に供した資産を除外した上で、適用期限が2年延長されます。

4. その他

(1) 海外投資等損失準備金制度の適用期限が2年延長されます。

(2) 交際費等の損金不算入制度及び、接待飲食費に係る損金算入の特例制度(一人当たり5千円以下の接待飲食費についての50%相当額の損金算入制度で、期末資本金等の額が100億円以下の法人について適用)の適用期限が2年延長されます。

(3) 少額の減価償却資産の取得価額の損金算入制度について、対象資産(取得価額が10万円未満の減価償却資産)のうち貸付け(主要な事業として行われるものを除く)の用に供した資産が除外されます。

(4) 一括償却資産の損金算入制度について、対象資産(取得価額が20万円未満の減価償却資産)から貸付け(主要な事業として行われるものを除く)の用に供した資産が除外されます。

5. 国際課税

(1) 過大支払利子税制について、国内に恒久的施設を有しない外国法人の法人税の課税対象とされる以下の所得についても、過大支払利子税制の適用対象とすることとされます。法人住民税及び法人事業税についても、国税の取扱いに準じて所要の措置が講じられます。

- ① 恒久的施設を有する外国法人に係る恒久的施設帰属所得以外の国内源泉所得
- ② 恒久的施設を有しない外国法人に係る国内源泉所得

(2) 保険会社等に関する外国子会社合算税制(CFC税制)の適用については、特定外国関係会社等の判定における特例(保険委託者特例)が設けられ、一定の保険委託者は合算課税の対象外とされています。しかしながら、この保険委託者特例が、保険業法上の保険会社または保険持株会社が保有する外国保険会社を対象にしていることから、国内における中間持株会社を通じて海外に子会社等を保有する場合は、この特例の対象外とされています。2022年度税制改正により、保険委託者特例に関する「一の保険会社等」及び「その一の保険会社等との間に特定資本関係のある保険会社等」によってその発行済株式等の全部を直接又は間接に保有されている外国関係会社である旨の要件について見直しが行われます。

上記の改正は、外国関係会社の2022年4月1日以後に開始する事業年度について適用されます。

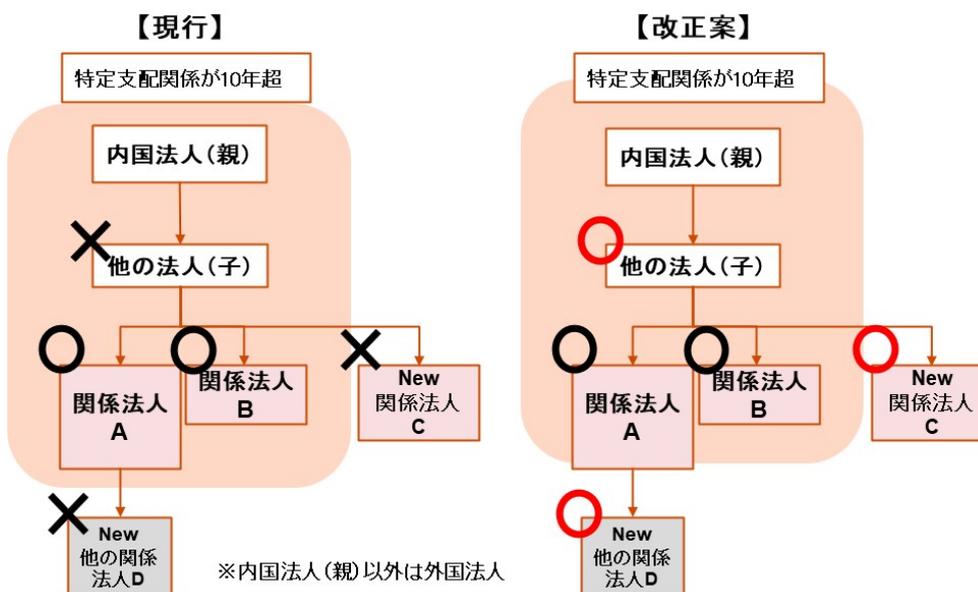
(3) 子会社からの配当と子会社株式の譲渡を組み合わせた租税回避防止措置(子会社株式簿価減額特例)は令和2年度税制改正により導入されたものですが、外国子会社による期中の利益配当の実務や外国子会社グループでの組織再編による意図しない本税制の適用の可能性から、制度の見直しが経済界からも出されていたところ¹⁶。

2022年度税制改正では、本制度の適用除外となる要件に以下の場合を追加しています。

- ① 適用除外要件(特定支配日利益剰余金額要件)の判定を見直し、中間配当・期中配当を行った場合に、期中増加利益剰余金額及び特定支配前の期中増加利益剰余金額を加算して判定することを容認(根拠書類の保存を要件とする)
- ② 適用除外基準を満たす子会社を経由した配当等を用いた本制度の回避を防止するための措置(適用回避防止規定)が不適用となる場合を拡充し、(i)対象配当の額に係る基準時以前10年以内に孫法人等の全てが継続関係法人(設立時から基準時まで継続して子法人による特定支配関係あり)である場合、又は(ii)親法人と孫法人との間に、孫法人の設立の時から孫法人が子法人に配当を支払う基準時まで継続して親法人による特定支配関係があり、かつその基準時前10年以内にひ孫法人等の全てが継続関係法人(設立時から基準時まで継続して孫法人による特定支配関係あり)である場合)である場合を追加

上記の改正は、2020年4月1日以後に開始する事業年度において受ける対象配当等の額について適用されます。したがって、既に本制度の対象となる配当を受けていた場合も、子会社株式簿価減額の計算は改正後の取扱いを踏まえて行うことになります。

適用回避防止規定が不適用となる場合①



¹⁶ 「令和4年度税制改正に関する提言」日本経済団体連合会において、「現行法令では支配後に獲得した剰余金からの配当も含まれる可能性がある。このため、本税制措置の趣旨にそぐわない類型が対象となることを避けるように所要の見直しを講じるべきである。とりわけ、子会社が期中に稼得した利益を原資に同一期中に配当を支払う場合や、子会社が租税回避を意図せず新規に孫会社を設立した場合への対応が必要」とする要望が出されていた。

【特定支配日利益剰余金額要件】

現行	改正案
<p>特定支配日利益剰余金額 特定支配日が対象配当等の額を受ける日の属する子法人の事業年度開始の日前である場合において、 (①の金額－②の金額) ≥ ③の金額</p> <p>① 子法人の直前事業年度の貸借対照表に計上されている利益剰余金の額 ② 対象期間に子法人の株主等が子法人から受ける配当等の額の合計額 ③ 子法人の特定支配日前に最後に終了した事業年度の貸借対照表に計上されている利益剰余金の額</p> <p>適用に係る書類の保存要件 ②の金額が③の金額以上であることを証する書類の保存</p>	<p>特定支配日利益剰余金 対象期間内にその子法人の利益剰余金の額が増加した場合において、対象期間内にその子法人の株主等がその子法人から受ける配当等の額に係る基準時のいずれかがその翌日以後であるときは、直前事業年度の貸借対照表に計上されている利益剰余金の額に期中増加利益剰余金額を加算することを容認</p> <p>上記の適用を受ける場合には、特定支配日前に最後に終了した事業年度の貸借対照表に計上されている利益剰余金の額に特定支配前の期中増加利益剰余金額を加算</p> <p>適用に係る書類の保存要件 期中増加利益剰余金額及び、特定支配前の期中増加利益剰余金額を証する書類の保存</p>
<p>特定支配日：内国法人が子法人との間に最後に特定支配関係を有することとなった日 特定支配関係：一の者（一の者と特殊の関係のある者を含む）が他の法人の株式等又は配当等に関する議決権の数等の50%超を直接又は間接に有する場合における当該一の者と他の法人との関係等 直前事業年度：子法人の対象配当等の額に係る決議日等前に最後に終了した事業年度 対象期間：子法人の直前事業年度終了の日の翌日からその対象配当等の額を受けるまでの期間 特定支配前対象期間：特定支配日の属する事業年度開始の日から特定支配日の前日までの期間 期中増加利益剰余金額：その対象期間内に増加したその子法人の利益剰余金の額とその対象期間内にその子法人の株主等がその子法人から受ける配当等の額に対応して減少したその子法人の利益剰余金の額の合計額 特定支配前の期中増加利益剰余金額：特定支配前対象期間内にその子法人の利益剰余金の額が増加した場合において、その子法人の株主等がその子法人から受ける配当等の額（その基準時が特定支配前対象期間内にあるものに限る）があるときにおけるその特定支配前対象期間内に増加したその子法人の利益剰余金の額とその特定支配前対象期間内にその子法人の株主等がその子法人から受ける配当等の額に対応して減少したその子法人の利益剰余金の額の合計額</p>	

【適用回避防止規定が不適用となる場合】

現行	改正案
<p>子法人が有する孫法人等の全てが特定支配日から対象配当等の額を受ける日までの期間が10年を超える場合</p>	<p>① 対象配当等の額に係る基準時以前10年以内に孫法人等の全てがその設立の時からその基準時（その基準時前に特定支配関係を有しなくなった孫法人等にあつては、最後に特定支配関係を有しなくなった時の直前）まで継続してその子法人との間にその子法人による特定支配関係がある法人（継続関係法人）である場合（その子法人又はその孫法人等を合併法人とする合併で、継続関係法人でない法人を被合併法人とするものが行われていた場合等を除く）</p> <p>② 次のいずれにも該当する場合 (i) その親法人と孫法人との間に、その孫法人の設立の時からその孫法人から子法人に支払う配当等の額に係る基準時まで継続して親法人による特定支配関係がある場合 (ii) その基準時以前10年以内に孫法人等の全てがその設立の時からその基準時（その基準時前に特定支配関係を有しなくなった孫法人等にあつては、最後に特定支配関係を有しなくなった時の直前）まで継続してその孫法人との間にその孫法人による特定支配関係がある法人（継続関係法人）である場合（その孫法人又はそのひ孫法人等を合併法人とする合併で、継続関係法人でない法人を被合併法人とするものが行われていた場合等を除く）</p>
<p>孫法人等：子法人との間にその子法人による特定支配関係があつた法人 ひ孫法人等：孫法人との間にその孫法人による特定支配関係があつた法人</p>	

6. 金融・証券

(1) 一定の内国法人(注)が支払を受ける、以下の配当等については、所得税の課税対象とされず、配当等に係る所得税の源泉徴収が行われないこととされます。

- ① 完全子法人株式等に係る配当等
- ② 配当等の支払に係る基準日において、当該内国法人が直接に保有する他の内国法人の株式等(当該内国法人が名義人として保有するものに限る)の発行済株式等の総数等に占める割合が3分の1超である場合における当該他の内国法人の株式等に係る配当等

(注)内国法人のうち、一般社団法人及び一般財団法人(公益社団法人及び公益財団法人を除く)、人格のない社団等並びに法人税法以外の法律によって公益法人等とみなされている法人以外の法人

上記の改正は、2023年10月1日以後に支払を受けるべき配当等について適用されます。なお、上記の見直しによる税収の影響を緩和するための必要な対応等について、2023年度税制改正において検討される予定です。

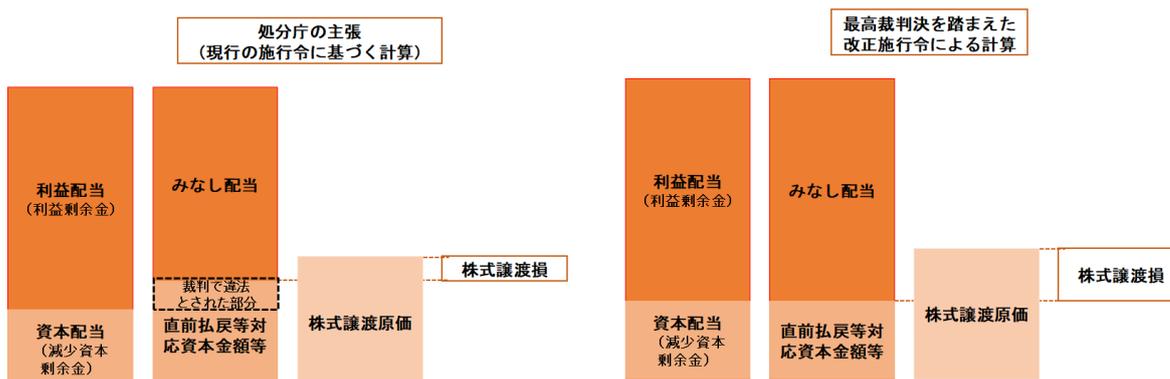
(2) 利益剰余金と資本剰余金の双方を原資として行われた剰余金の配当(混合配当)が行われた場合の最高裁判所の判決(2021年3月11日)を受けて、国税庁は本件最高裁判決を踏まえた今後の取扱い等(「最高裁判所令和3年3月11日判決を踏まえた利益剰余金と資本剰余金の双方を原資として行われた剰余金の配当の取扱いについて」)を2021年10月27日に公表しました¹⁷。2022年度税制改正により、みなし配当の額の計算に係る「株式又は出資に対応する部分の金額」の計算方法について、以下の見直しが行われます。

また、現行では、種類株式発行法人が資本の払戻しを行った場合には、みなし配当の額の計算の基礎となる払戻等対応資本金額等について、いずれの資本金額を基に算定すべきか明確な規定が無く、種類資本金額ではなく会社全体の資本金等の額を用いることになるため、みなし配当の計算が適切に行われない場合が考えられます。2022年度税制改正により、払戻等対応資本金額等は種類資本金額を基礎として計算されます。

- ① 資本の払戻しに係るみなし配当の額の計算の基礎となる払戻等対応資本金額等及び資本金等の額の計算の基礎となる減資資本金額は、その資本の払戻しにより減少する資本剰余金の額を限度とされます(出資等減少分配に係るみなし配当の額の計算及び資本金等の額から減算する金額についても、同様)。
- ② 種類株式を発行する法人が資本の払戻しを行った場合におけるみなし配当の額の計算の基礎となる払戻等対応資本金額等及び資本金等の額の計算の基礎となる減資資本金額は、その資本の払戻しに係る各種類資本金額を基礎として計算されます。

¹⁷ 当該取扱いについては、当法人発行の以下ニュースレターをご参照ください。

[「令和3年3月11日の最高裁判所判決を踏まえた剰余金の配当の取扱いについて」](#)



7. 納税環境整備

(1) タイムスタンプの国による認定制度の創設¹⁸に伴い、スキャナ保存制度等が整備されます。国税関係書類に係るスキャナ保存制度及び電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存制度のタイムスタンプ要件について、電磁的記録の記録事項に総務大臣が認定する時刻認証業務に係るタイムスタンプ¹⁹を付すこととされます。

上記の改正は、2022年4月1日以後に保存が行われる国税関係書類又は電子取引の取引情報に係る電磁的記録について適用されますが、2022年4月1日から2023年7月29日までの間に保存が行われる国税関係書類又は電子取引の取引情報に係る電磁的記録のタイムスタンプ要件については現行のタイムスタンプ制度を認める経過措置が設けられます。

(2) 電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存への円滑な移行のための宥恕措置が整備されます。電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存制度について、2022年1月1日から2023年12月31日までの間に申告所得税及び法人税に係る保存義務者が行う電子取引につき、納税地等の所轄税務署長が当該電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存要件に従って保存をすることができなかったことについてやむを得ない事情があると認め、かつ、当該保存義務者が質問検査権に基づく当該電磁的記録の出力書面(整然とした形式及び明瞭な状態で出力されたものに限る)の提示又は提出の求めに応じることができるようにしている場合には、その保存要件にかかわらず、その電磁的記録の保存をすることができることとする経過措置が講じられます。なお、この措置の適用については、当該電磁的記録の保存要件への対応が困難な事業者の実情に配慮し、引き続き保存義務者から納税地等の所轄税務署長への手続を要せずその出力書面等による保存を可能とするよう、運用上、適切に配慮することとされています。

上記の改正は、2022年1月1日以後に行う電子取引の取引情報について適用されます。

地方税

地方税務手続き

eLTAXを通じた申告申請に係る対象手続の拡大、電子納付の対象税目・納付手段の拡大が図られます。

(1) 納税者等が地方公共団体に対して行う全ての申告・申請等について、eLTAXを通じて行うことができるよう所要の措置が講じられます。改正は、2022年4月1日から施行され、実務的な準備が整ったものから順次対応されることとなります。

¹⁸ タイムスタンプ認定制度に関する検討会 https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/timestamp/index.html

¹⁹ 現行は一般財団法人日本データ通信協会が認定する業務に係るタイムスタンプ

(2)地方公共団体の収納事務を行う地方税共同機構が電子的に処理する特定徴収金の対象税目を拡大し、納税者が全ての税目について、eLTAX を通じて納付を行うことができるよう所要の措置が講じられます。改正は、2023 年 4 月 1 日以後の納付について適用されます。

(3)eLTAX を通じた電子納付に係る納付手段(スマートフォン決済アプリやクレジットカード等)の拡大のため、納税者が、地方税共同機構が指定する者(機構指定納付受託者)に納付の委託を行うことができることとされ、機構指定納付受託者が指定日までに地方税共同機構に納付したときは、当該機構指定納付受託者が委託を受けた日に遡って、納税者から納付があったものとみなす措置等が講じられます。改正は、2023 年 4 月 1 日以後に地方税の納付を委託する場合について適用されます。

法人事業税

(1)ガス供給業に係る法人事業税の課税方式が見直されます。

① ガス供給業のうち、特定ガス供給業²⁰に係る法人事業税については、収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額によって課されることとなります。

②ガス供給業のうち、一般ガス供給業²¹に係る法人事業税については、資本金1億円超の普通法人にあっては付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額によって、資本金1億円以下の普通法人等にあっては所得割額によって、それぞれ課されることとなります。

上記の改正は、2022 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から適用されます。

(2)外形標準課税制度の所得割の軽減税率が見直されます。年 400 万円以下の所得の部分の 0.4%の標準税率及び年 400 万円を超え年 800 万円以下の所得の部分の 0.7%の標準税率を廃止するとともに、これらの部分の標準税率を 1%とする等の措置が講じられます。改正は、2022 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から適用されます。

(3) 外国税額控除の適用を受ける法人に係る法人事業税の所得等の計算上損金の額に算入される外国法人税額等には、外国法人税を課されたことを証する書類を保存していない等の理由により法人税額から控除できない金額等は含まれないことが明確化されます。

消費税

1 適格請求書発行事業者の登録

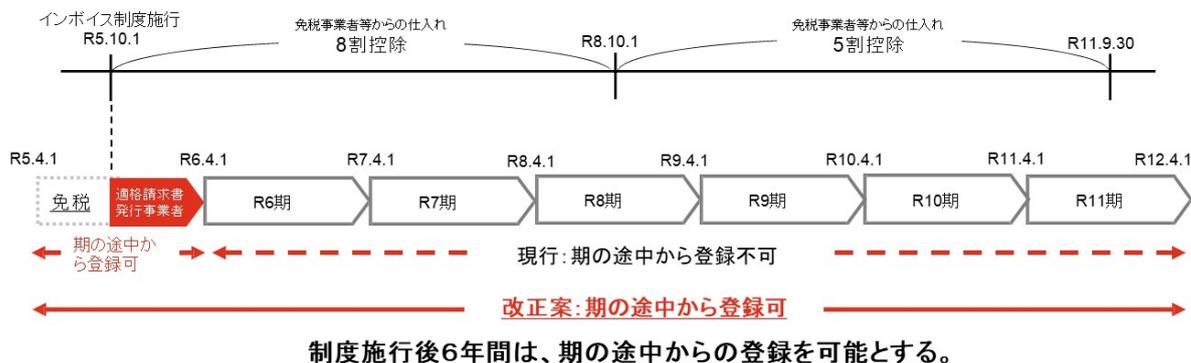
(1) 免税事業者が 2023 年 10 月 1 日から 2029 年 9 月 30 日までの日の属する課税期間中に適格請求書発行事業者の登録を受ける場合には、その登録日から適格請求書発行事業者となることができるとし、登録日以後 2 年間(登録日の属する課税期間の翌課税期間からその登録日以後 2 年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間)は課税事業者となり、事業者免税点制度の適用が認められなくなります(その登録日が 2023 年 10 月 1 日の属する課税期間中である者を除く)。

免税事業者が適格請求書発行事業者の登録を申請した場合、2023 年 10 月 1 日の属する課税期間においては、経過措置により、課税期間の途中でも登録を受けた日から適格請求書発行事業者となることができますが、その後の課税期間においては、課税期間の途中からの登録を受けることは認められておりません(課税事業者選択届出書と登録申請書を提出し、翌課税期間から登録を受けることは可能)。免税事業

²⁰ 一般ガス導管事業及び特定ガス導管事業以外の事業であってガス事業法に規定するガス製造事業者(特別一般ガス導管事業者の供給区域において同法に規定するガス製造事業の用に供する液化ガス貯蔵設備を維持し、及び運用するものに限る)である法人が行うもの

²¹ 一般ガス導管事業及び特定ガス導管事業以外の事業(特定ガス供給業を除く)

者の適格請求書発行事業者への転換の利便性を高めるべく、2022年度税制改正により2023年10月1日から2029年9月30日の属する課税期間においても、課税期間の途中からの登録が可能となります。



(出所: 税制調査会資料を基に当法人作成)

(2) 特定外国事業者(事務所及び事業所等を国内に有しない国外事業者)以外の者で納税管理人指定の義務を有する事業者が、適格請求書発行事業者の登録申請時に納税管理人の指定がない場合の税務署長による登録の拒否、又は登録の取消しが認められることとなります。

国内に住所及び居所(事務所及び事業所を除く)を有しない個人の納税者、及び国内に本店又は主たる事務所を有しない法人である納税者(国内にその事務所及び事業所を有しない場合)は、納税管理人を指定することが義務付けられています(通則法 117)。現行の適格請求書発行事業者の登録では、このような納税管理人を定めていない場合も登録を拒否できず、適格請求書を発行した上で消費税の申告・納税を行わない事業者が生ずることが想定されることから、上記の改正に至ったものと考えられます。

2 その他

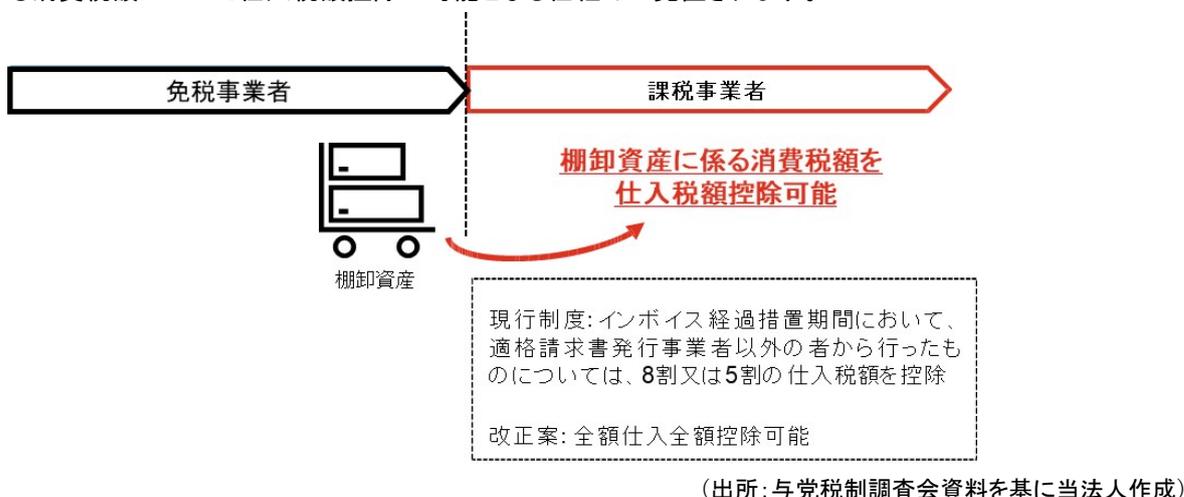
適格請求書等保存方式に係る以下の取扱い等について、新たな規定が設けられ、2023年10月1日以後に国内において事業者が行う資産の譲渡等及び課税仕入れについて適用されます。

(1) 仕入明細書等による仕入税額控除は、その課税仕入れが他の事業者が行う課税資産の譲渡等に該当する場合に限り、行うことができます。現行では、適格請求書発行事業者である個人が不課税となる資産の譲渡取引を行い、適格請求書を交付することができない場合であっても、買い手が事業として資産の譲渡等を受けた場合は課税仕入れに該当することとなるため、買い手が仕入明細書を作成することで、仕入税額控除が受けられることになっています。2022年度税制改正により、売り手において課税資産の譲渡等に該当するものに限り、仕入明細書の保存で仕入税額控除可能とする仕組みに見直されます。

(2) 区分記載請求書の記載事項に係る電磁的記録の提供を受けた場合について、適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置の適用を受けることができることとされます。現行では、適格請求書発行事業者以外の者からの仕入れに係る経過措置(80%控除・50%控除)の適用については、売り手から「書類」により交付された区分記載請求書の保存が要件とされている一方で、区分記載請求書の電磁的記録による提供を受けた場合は、経過措置の適用外とされています。2022年度税制改正により、電磁的記録による区分記載請求書の提供を受けて保存する場合も経過措置の適用対象とされることとなります。

(3) 免税事業者が適格請求書発行事業者以外の者(免税事業者)から行った課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置の適用対象となる棚卸資産については、その棚卸資産に係る消費税額の全部を納税義務の免除を受けないこととなった場合の棚卸資産に係る消費税額の調整措置(消費税法 36①)の対象とされます。現行制度では、免税事業者がインボイス制度への移行に伴う経過措置期間においては、免税事業

者等からの仕入れに係る棚卸資産について、その消費税額の一定額が仕入税額控除の対象とされています。2022年度税制改正により、適格請求書発行事業者から行ったものであるか否かに関わらず、当該棚卸資産に係る消費税額の全額を仕入税額控除可能棚卸資産の明細を保存している場合、当該棚卸資産に係る消費税額について仕入税額控除が可能となる仕組みに見直されます。



個人所得税、資産税等

1. 個人所得課税関連

(1)住宅ローン減税については、適用期限が2025年12月31日まで延長されるとともに、借入限度額及び控除率(改正後は0.7%に引下げ)等の見直しが行われます。

		入居年による借入限度額		控除期間	控除率	所得要件 床面積要件		
		2022	2023				2024	2025
新築・ 買取再販	認定住宅	5,000	万円	4,500	万円	13年	0.7%	2,000万円 50㎡
	ZEH水準省エネ住宅	4,500	万円	3,500	万円			
	省エネ基準適合住宅	4,000	万円	3,000	万円			
	その他の住宅	3,000	万円	2,000	万円			
既存住宅	認定住宅・ZEH水準省エネ住宅・省エネ基準適合住宅	3,000		万円	10年	0.7%	2,000万円 50㎡	
	その他の住宅	2,000		万円				

(2) 上場株式等に係る配当所得等の課税の特例について、上場会社からの配当所得が総合課税となる大口株主(株式等保有割合が3%以上)の判定上、同族会社に該当する法人が保有する割合を含めて判定されることとなります。改正は、2023年10月1日以後以後に支払を受けるべき上場株式等の配当等に適用されます。

(3) 財産債務調書の提出義務者の範囲の拡大(総資産10億円以上の者を追加)、財産債務調書と国外財産調書(以下、「財産債務調書等」)の記載事項の見直し、及び財産債務調書等の提出期限の延長(現行は翌年の3月15日、改正後は翌年6月30日)の改正が行われ、2023年分以後の財産債務調書等に適用されます。提出期限後に財産債務調書等が提出された場合の宥恕措置が見直され、2024年1月1日以後に提出される場合に財産債務調書等に適用されます。

2. 資産課税関連

(1) 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置等の適用期限が2023年12月31日まで2年延長されます。

(2) 土地に係る固定資産税・都市計画税(以下、「固定資産税等」)の負担調整措置について、2022年度限りの見直しが行われます。固定資産税等の負担調整措置は、2021年度(令和3年度)税制改正においても、新型コロナウイルス感染症により社会経済活動等の状況が大きく変化したことを踏まえて2021年度限りの措置がとられたところです²²。現下の社会状況を踏まえて、2022年度税制改正においても2022年度限りの措置として、固定資産税等の負担調整措置が講じられます²³。

(3) 動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の税率の特例措置(注)の適用期限が2年延長されます。

(注)不動産の譲渡に関する契約書のうち、記載金額が10万円を超えるもので、2022年3月31日(改正後は2024年3月31日)までの間に作成されるものの印紙税の本則税率(400円から60万円)を軽減(200円から48万円)。

(4) 事業承継税制における特例承継計画(非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予の特例制度の適用における特例承継計画²⁴)の提出期限が1年延長されます(現行2023年3月31日)。

²² 固定資産税においては、土地・家屋の評価替え(3年毎)の際に価格の変動に伴う税負担の激変を緩和するための負担調整措置等も併せて検討し、2021年度(令和3年度)税制改正においても、新型コロナウイルス感染症により社会経済活動や国民生活全般を取り巻く状況が大きく変化したことを踏まえ、納税者の負担感に配慮する観点から、令和3年度に限り、負担調整措置等により課税標準額が増加する土地について前年度の課税標準額に据置く特別な措置を講ずることとされました。https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/149767_09.html

²³ 商業地等(負担水準が60%未満の土地に限る)の2022年度の課税標準額を、2021年度の課税標準額に2022年度の評価額の2.5%(現行は5%)を加算した額(ただし、当該額が、評価額の60%を上回る場合には60%相当額とし、評価額の20%を下回る場合には20%相当額)。

²⁴ 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第16条第1号の計画

Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

PwC 税理士法人

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1 丁目 2 番 1 号 Otemachi One タワー

www.pwc.com/jp/tax

パートナー
鬼頭 朱実

パートナー
浅川 和仁

ディレクター
荒井 優美子

シニアマネージャー
山田 盛人

シニアマネージャー
朝倉 雅彦

PwC 税理士法人は、企業税務、国際タックス、M&A 税務、税務業務のデジタルトランスフォーメーション(DX)などを含む幅広い分野の税務コンサルティングにおいて、PwC グローバルネットワークと連携しながら、ワンストップでサービスを提供しています。国内外のプロフェッショナルの知見と経験を結集し、企業のビジネスパートナーとして重要な経営課題解決を包括的にサポートします。

PwC は、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することを Purpose(存在意義)としています。私たちは、世界 156 カ国に及ぶグローバルネットワークに 295,000 人以上のスタッフを擁し、高品質な監査、税務、アドバイザリーサービスを提供しています。詳細は www.pwc.com をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2021 PwC Tax Japan. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.